### ■目指すべき地方(国家)像に係る【WT】と【総合戦略・政権評価特別委員会】の比較表

憲法における地方自治の在り方検討WT (平成29年11月) 総合戦略·政権評価特別委員会 (平成30年7月)

- ○憲法第13条の趣旨を<u>実現するため、</u> 住民一人ひとりが、<u>それぞれの地域において</u>、 個人として尊重され、自由及び幸福を 追求できる国であるべき。
- ○地域の住民は、自らの意思に基づき、地方 自治に参画する権利が保障されるべき。
- 〇主権者たる国民は、<u>全て</u>地方公共団体の住民 である。

国民主権の原則に基づく、地域に関心を持つ 住民の参画による地方自治の発展こそが、 我が国の民主主義を発展させ、国民福祉の 増進を最大化するものであり、地方自治は、 国政の三権(立法、行政、司法)との関係に おいて一定、尊重されるべき。

- 〇地方の統治を担う地方公共団体は、住民に 身近な公共的事務について、国民主権の原則 のもと、住民から直接授権されている観点 から、自主的<u></u>自立的に処理する固有の権能 が保障されるべき。
- 〇地方公共団体は、住民がゆとりや豊かさを 実感し、安心して暮らせるよう、将来に 亘って、地域の多様な価値観の尊重や住民 福祉の増進に努め、地方を創生するべき。
- 〇国は、国家としての存立に関する役割及び、 全国的な視点を必要とする政策、その他国が 果たすべき役割を担うものとし、内政の要は 地方公共団体が果たすべき。
- ○<u>施策の実施にあたっては、</u>国と地方は対等 関係のもと、連携・協働し、地域の発展に 努めるべき。

### 【地方(国家)の目指すべき方向】

○憲法第13条の趣旨を<u>踏まえ、</u> 住民一人ひとりが、 個人として尊重され<u>るとともに</u>、 自らの意思に基づき、地方自治に参画し、 それぞれの地域において、 自由及び幸福を追求できる国であるべき。

# 【国民主権の原則に基づく地方自治の国政にお ける尊重】

〇主権者たる国民は、地方公共団体の住民で ある。

国民主権の原則に基づ<u>き、</u> 住民<u>が</u>参画<u>する</u>地方自治の発展こそが、 我が国の民主主義を発展させ、国民福祉の 増進を最大化するものであり、地方自治は、 国政の三権(立法、行政、司法)との関係に おいて最大限、尊重されるべき。

### 【地方公共団体の権能】

〇地方の統治を担う地方公共団体は、住民に 身近な公共的事務について、国民主権の原則 のもと、住民から直接授権されている観点 から、自主的<u>かつ</u>自立的に処理する固有の 権能が保障されるべき。

(趣旨は他項目に含まれることから削除)

### 【国の役割】

〇国は、国家としての存立に関する役割及び 全国的な視点を必要とする政策<u>に関する</u>役割 を担う<u>ことを基本とする。</u>

# 【地方の自主性及び自立性を高める国との役割 分担等】

〇国と地方は、対等関係のもと、地方の自主性 及び自立性が十分に発揮されるよう、 協議による適切な役割分担を図り、 連携・協働し、地域の発展に努めるべき。

(「地方の自主性等を高める」といった観点での 「適切な役割分担」を目指す。)